

# 伊 勢 市 公 報

第 84 号  
平成 21 年 5 月 7 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 地縁団体「柏町会」の代表者変更について	2
○ 地縁団体「小木町」の代表者変更について	3
○ 地縁団体「神菌町自治会」の代表者変更について	4
○ 地縁団体「一色町自治会」の代表者変更について	5
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	6
○ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	8
○ 平成 20 年度補正予算の公表について	10
○ 地縁団体「村松町会」の代表者変更について	15
○ 地縁団体「下野町自治区」の代表者変更について	16
○ 地縁団体「横輪町町内会」の代表者変更について	17
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	18
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	19
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 21 年度賦課対象区域について	20
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	21
○ 農用地利用集積計画の作成について	22
<b>病院事業公告</b>	
○ 職員の採用試験について	23

伊勢市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 21 年 4 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	安 井	保
	伊勢市柏町 518 番地	
変更後	川 井	増 男
	伊勢市柏町 611 番地	

## 伊勢市告示第 24 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 21 年 4 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 西 井 紀 和

伊勢市小木町 294 番地

変更後 大 西 昇

伊勢市小木町 320 番地

伊勢市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 21 年 4 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 太 田 勇

伊勢市神菌町 445 番地

変更後 浅 井 忠 興

伊勢市神菌町 451 番地 1

伊勢市告示第 26 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 21 年 4 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	土 谷 武 弘
	伊勢市一色町 1445 番地 1
変更後	石 原 林 重
	伊勢市一色町 1638 番地

伊勢市告示第 27 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 10 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 4 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2490800055

2 事業者の名称及び所在地

名称 伊勢太陽の家

所在地 伊勢市宮後 3 丁目 7 番 28 号

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 株式会社 太陽の家

主たる事業所の所在地 三重県多気郡明和町金剛坂 775 番地 17

代表者氏名 代表取締役 松井 富美子

代表者住所 伊勢市小俣町元町 774 番地

4 指定の年月日

平成 21 年 4 月 1 日

5 サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 28 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 11 第 1 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 18 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 4 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2490800055

2 事業者の名称及び所在地

名称 伊勢太陽の家

所在地 伊勢市宮後 3 丁目 7 番 28 号

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 株式会社 太陽の家

主たる事業所の所在地 三重県多気郡明和町金剛坂 775 番地 17

代表者氏名 代表取締役 松井 富美子

代表者住所 伊勢市小俣町元町 774 番地

4 指定の年月日

平成 21 年 4 月 1 日

5 サービスの種類

介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 29 号

平成 21 年 3 月 31 日専決処分をした平成 20 年度補正予算の要領は、次のとおり

です。

平成 21 年 4 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 平成20年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

平成20年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額 43,185,538千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
22 市債		4,069,700	0	4,069,700	
	1 市債	4,069,700	0	4,069,700	
歳入	合計	43,185,538	0	43,185,538	

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
歳	計	43,185,538	0	43,185,538

## 第 2 表 地 方 債 補 正

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	起債の方法	限度額 (千円)	起債の方法
市町村合併特例事業債	2,447,900	証書借入又は証券発行	2,415,000	政府資金・特定資金及び地方公営企業等金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。
	7,800		40,700	
消防設備整備事業債				ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

## 伊勢市告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 太 田 三 郎

伊勢市村松町 3311 番地 9

変更後 濱 口 義 彦

伊勢市村松町 20 番地 6

### 2 その他

平成 20 年 3 月 24 日付けで中村忠／伊勢市村松町 3902 番地に、代表者の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 21 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 古 川 善 和

伊勢市下野町 699 番地

変更後 竹 内 弘 武

伊勢市下野町 684 番地 1

2 その他

平成 20 年 3 月 30 日付けで沖林孝生／伊勢市下野町 658 番地に、代表者  
の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 上 田 泰

伊勢市横輪町 359 番地

変更後 中 村 喜 代 治

伊勢市横輪町 759 番地 2

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年4月21日

伊勢市教育委員会  
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年4月28日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第19号 伊勢市指定有形文化財の指定について
  - 議案第20号 伊勢市指定天然記念物の指定について
  - 議案第21号 伊勢市指定有形文化財の指定の解除について

## 伊勢市上下水道事業告示第 18 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 21 年 4 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 21 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
御菌町長屋、御菌町上條、御菌町小林の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 21 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 21 年 4 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 平成 21 年度賦課対象区域

二見町山田原、二見町溝口、小俣町明野、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町上條及び御菌町小林の各一部

## 伊勢市公告第 35 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 4 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市竹ヶ鼻町	雑種	茶黒	雄	中	91 日以上	中毛 垂れ耳 青い首輪

2 抑留した日 平成 21 年 4 月 16 日

3 抑留期限 平成 21 年 4 月 23 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 36 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	3,053 m <sup>2</sup>	売買

## 伊勢市病院事業公告第1号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成21年4月17日

伊勢市病院事業管理者 間島雄一

次のとおり職員の募集を行います。

### 1 採用職種及び採用予定者数

看護師 15人程度（随時採用予定）

### 2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

### 3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

#### (2) 申込受付

随時。ただし、平成22年3月31日（水）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

### 5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

## 6 合格者の決定及び発表

### (1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

### (2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

## 7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

## 8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

## 9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線 214、216）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課